

Title	ウィグル文書笥記(その一)
Author(s)	森安, 孝夫
Citation	神戸市外国語大学外国学研究. 1989, 19, p. 51-76
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/16021
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

ウイグル文書^{さつき}劄記 (その一)

森 安 孝 夫

1. ウイグル文契約文書の起源

古代トルコ人がソグド人から文字を借用し、トルコ語を書き写し始めるのは西暦6—7世紀以降のことであり、いわゆるウイグル文書（より正確には古ウイグル語文献）が出現するのは、どんなに早くみても8世紀を遡ることはない。それまで主にアラル海以東～大興安嶺以西の大草原地帯で遊牧を生業とし、シャーマニズムを信奉していた彼らの言語には、もちろんそれ相応の豊かな語彙があったにちがいないが、南方や西方（中国～タリム盆地～ソグディアナ～イラン）の都市文明と直接・間接の接触が商人・宗教伝道者・政治使節などを通じて頻繁に行なわれるようになり、さらにはトルコ人自身がタリム盆地北辺からセミレチエ～ビシュバリク（北庭）を含む天山地方の諸都市を支配するようになると、その言語生活と文字文化には大きな変化が生まれた。すなわち、それまでの自分たちの生活では知らなかった新しい文物や概念（聖俗を問わない）を受容するための、大量の借用語と透写語（カルク, *calque*）の出現である。この現象はおそらく本営をモンゴリアに置く東ウイグル可汗国（8世紀中葉～9世紀中葉）時代よりみられたであろうが、それが顕著になるのはやはり東部天山地方に本拠を移した西ウイグル王国時代（9世紀後半～13世紀初）になってからであり、我々が手にし得る古ウイグル語文献もほとんどがこの時代、ないしはそれに続くモンゴル統治時代（13世紀初～14世紀）のものである。

現存の古ウイグル語文献は、典籍と文書と碑銘に分類されるが、文書類はさらに公（官）文書と私文書に大別できる。⁽¹⁾ 本稿で扱うのは、ウイグルでは主に

(1) cf. 山田 & c. 1988, pp. 8-12.

私文書の範疇に属する契約文書である。その大部分はモンゴル統治時代のウイグル人の手になるものであるが、その源流はそれよりずっと古く、西ウイグル王国時代前期にまで遡る。ウイグル文契約文書の書式研究は我国の山田信夫、^も護雅夫両氏によって飛躍的に進められたが、とくにウイグル文書中の、それ自体としては極めて曖昧な表現が、実はそのもとになった漢文契約文書中に使われる術語の引き写し(透写語)であることを指摘し、ウイグル文契約文書の雛形が唐宋代の漢文契約文書にあることを初めて明確に実証したのは護氏であっ⁽²⁾た。ただ護氏は、それではウイグル人が漢文文書を見習って定型的なウイグル文契約文書の書式を作り上げるという歴史的情況が「いつ、どこで」発生したか、という点については論及されなかった。しかし私はそれを具体的に10世紀のトゥルファン盆地と考える。なぜなら、既に私が別稿で論じたことを踏まえるならば、漢文契約文書使用の伝統を持つトゥルファン地方の漢人仏教社会が西ウイグル王国治下に入り、漢人・漢語文化がウイグルに取り込まれていく、逆にみれば、漢人が西ウイグル国の重要な構成メンバーとなり、漢語文化が混交的なウイグル文化の主要な柱の一つとなっていく、のが10世紀であることは、明白だからである。

しかるに Clark 氏は、外来語・文法などに重きを置く言語学的研究から、ウイグル文契約文書類は「全てモンゴル期(13—14世紀)」のものであり、その起源も13世紀のモンゴル時代に入ってからであると主張する(Clark 1975, Chap. III, pp. 97-196)。なるほど従来確実にその年代が知られるものは「全て」が「モンゴル期」のものである。しかしその中でも最も古いのはオゴタイ汗時代⁽⁴⁾(1229-1241)のものであり、それはモンゴルが漢人社会を直接支配し、色目人の代表たるウイグル人が中国本土に多数入り込むようになる以前に、既にウイグル文の書式が完成していたことを証明している。とすれば、Clark 氏の

(2) 護, *MS IV*; Mori, *MRDTB* 20 (前者の英訳); 護「担保」; 護「ふたたび」。ただし、その前史については、山田, *MFLOU* 11, p. 166 及び Clark 1975, pp. 75, 78 を参照。また Clark 氏は、研究史を振り返る中で、山田・護両氏の位置を正当に高く評価している(同, pp. 78-82)。

(3) 森安, *MFLOU* 25, pp. 51-62。

(4) cf. Clark 1975, pp. 110, 183; 梅村「違約罰」pp. 011-014, No. IV。

考えは、「それまで漢文契約文書を全然知らなかったウイグル人が、まだ中国本土との接触の度合が、先行の200~300年間とほとんど変らぬ13世紀の前半になって突然、漢人の書式を真似してウイグル文契約文書を作成しはじめ、それがまたたく間に普及した。」と言うに等しい。そこにいかなる歴史的背景があったというのであろうか。Clark氏は、正直にも、この重大な質問には答えられないと独白している（同上、p. 196）が、私に言わせれば、そもそもの大前提が間違っているのであり、それに答えられるはずはないのである。

Clark氏の主張は、現在我々の手元に残されたものが、ほとんどモンゴル期のものであるという事実に引きずられた結果にすぎない。その事実と、ウイグル文契約文書の起源がモンゴル期であるというのとは、全く次元の異なる問題である。まだ未公開のためClark氏の眼には届かなかったのかもしれないが、実はベルリン=コレクションの中に「漢文=ウイグル文対訳」や「漢字混りウイグル文」の土地関係契約文書の断片がある（T I 576, T III 1153, T III 173/119）⁽⁵⁾。これが漢文からウイグル文への過渡的なものであることは、一目すれば瞭然である。ましてその一つT III 1153には「常田」という特殊な術語が見えている。これが宋~元ではなくまさしく唐代の、それも本土の漢籍や敦煌文書には見えず、唯トゥルファン出土の土田関係文書にのみ現われることは周知の通りである⁽⁶⁾。以上の事実は、唐末宋初にあたる西ウイグル王国時代前期に、ウイグル人が先住の漢人との接触の中から必然的に漢文の書式に習ってウイグル文契約文書の書式を作りあげていったとする我々の考えに、動かぬ証拠を与えてくれるのである。これによって我々は、今後も護・山田両氏にならい、唐宋代の漢文

(5) 東洋文庫に所蔵される『嶋崎昌氏寄贈 ルコック蒐集トルファン漢文文獻』全二冊（写真版）（V 5-E 9）による。尚、故山田信夫教授が将来されたベルリン=コレクション中のウイグル文書の写真1セットずつが大阪大学文学部東洋史研究室と山田家にあり（目下整理中）、その中にもこれらの文書は含まれる。

(6) cf. 仁井田 1960；星 熾夫『中国社会経済史語彙（続篇）』山形 1975, pp. 89-90；池田 温「中国古代の租田契（上）」『東洋文化研究所紀要』60, 1973, 註27及び補註3；米田賢次郎「オアシス農業と土地問題」『鷹陵史学』11, 1986, pp. 26-33, 50-51；孔祥星「吐魯番文書中の“常田”与“部田”」『中国歴史博物館館刊』総第9期, 1986, pp. 50-59, 44。もちろん唐以前の高昌国時代にもこの語は見える。

文書と、主にモンゴル時代に作成されたウイグル文書とを比較・検討していく根拠を確保できたことになる。

2. kidin/kedin

kidin ないしそのヴァリエント、及びそこからの派生語は、古代・中世のトルコ語では「背後；(空間的・時間的) 後」と「(東を基準として) 西；(南を基準として) 北」という一連の意味を持つ名詞・形容詞・副詞としてよく使われる。⁽⁷⁾ しかしウイグル文契約文書とくに売買契約文書の売価を示す文脈に於て、貨幣の代用たる反物^{たんのもの}(棉布・官布)にかかる連体修飾語中にしばしば現われるこの語は、そのような意味で解釈することがはたして適当であろうか。以下に、既発表文書の中から該当部分を抽出し、列挙してみよう。

- ① 3 Kr. 38, ll. 4-5 (露. クロトコフ蒐集) [USp No. 110, pp. 206, 248; 山田, MFLOU 16, No. 5, pp. 208-209, pl. 5; Clark, No. 55]

kidin yorir altı singar SWLWX tamya-lir säkiz on böz
 通用する 六 ? ? 印のある 八 十の 棉布

- ② 3 Kr. 41, ll. 4-5 (同上) [USp No. 107, pp. 202-203, 244-245; 山田, MFLOU 11, p. 145; 山田, MFLOU 16, p. 210; Zieme 1976, p. 246; Clark, No. 38]

lükčüng kidini yorir ŠWW-LWX tamya-lir yuz yitmiş ikilik yorir böz
 ルクチュンの 通用する ? 印のある 百 七十 匹の 通行 棉布

- ③ 3 Kr. 39, ll. 5-6 (同上) [USp No. 108, pp. 204-205, 246; 山田, MFLOU 16, p. 210; Zieme 1976, p. 246; Clark, No. 39]

lükčüng kidin-intä yorir SWW-LWX tamya-lir üç otuz böz
 ルクチュンの にて 通用する ? 印のある 二十三 …… 棉布

- ④ Or. 8212-106, ll. 4-5 (英. スタイン蒐集, Yar-khoto で購入) [Hamilton 1969, pp. 33-35, 42-44, + plate; 山田, MFLOU 16, p. 211; Clark, No. 35]

qočo kiṭinindä yorir iki uçr kinlig otra yirtä tamyalir
 コーチャーの にて 通用する, 両 端に kin があり, 真中の 地(じ)に 印のある

(7) DTS, p. 293; Clauson, ED, p. 704; Eckmann, MTG, p. 161.

(8) ikilik は iki bay, iki bayliq (ともに「二束」と同じで、これが漢語の布帛の単位「両端」=「一匹」の透写語であることは、山田氏によって初めて明らかにされた。山田, MFLOU 11, pp. 186-187; Yamada, Studia Turcica, pp. 495-496.

(9) USp No. 31, l. 16 には yoruq böz とある。「通行棉布」と訳すのは、私の考えである。

150) とか「westlich=西で」(②, ③, ⑤ p. 298, ⑥) という訳語を与えた。しかし②～⑥を通覧すればすぐ気付くように、貨幣の代用たる反物がルクチュン(柳中; 田地城)やコーチャー(高昌, 火州, 和州; 西州城)の城市の「西」でだけ通用するというのでは甚だ具合が悪く、そのようなもので支払いが行なわれたと考えるのは不自然である。そこで山田氏は初めからこれを「近在て」(① p. 208), 「近辺で」(② p. 210, ③ p. 210), 「～地方で」(② p. 145, ③ p. 144)などと訳し、「西」や「後」という方向では考えなかった。考え方としてはこれは妥当なものであり、それ故にまた Zieme 氏も‘westlich’と並んで「oder: in der Umgebung ? =または: 周辺で?」(②, ③, ⑥)という別解を用意したのである。しかし残念ながら kidin に「近辺, 周囲」等の意味があるとは未だ如何なる文献でも在証されておらず、これらの解釈は恣意的であったとの^{そし}誹りを免れまい。

⑧を含む1980年の論文の中で、Zieme 氏は新たに、それまでとは全く異なる見解を発表した。それは要するに kidin を「Stadt=城市, 都市」と解するものであり、その語源はコータン=サカ語の ⁽¹²⁾karāna やバクトリア語の KAPANO (それらの意味は‘part of a town containing buildings; building; complex of buildings’)にまで遡るのではないかと推定するものである(Zieme, AOF 7, 1980, pp. 211-212)。Zieme 氏はその例証として、いわゆるトカラ語からウイグル語に翻訳された仏典 *Maitrisimit* の中から、

@taqī ymä ol kidin otrasınta yarım birä king yarım birä täring tört
 そしてさらにその □□ の中央に、半 里の 広さで 半 里の 深さの、四
 ärdnin itilmiš ėldar atlıy yul bolur [Taf. 31 recto 7-11]
 宝で 飾られた Jalādhāra という名の 池がある。

⑧balıq uluś qay-y kidinlik-lär sayu kâzâ yoriyu [Taf. 32 verso 5-7]
 城市や 国や 街や □□ など を ことごとく 巡歴して 行って

などの文や、さらにある元代ウイグル仏教詩(頭韻四行詩)の奥書き中の

(12) H. W. Bailey, *Dictionary of Khotan Saka*, Cambridge 1979, p. 54 では‘enclosure, ward, quarter of a town’とする。

©körklä tangisūq taydu kidin-i gao linxu-a-ta

美しくすばらしき 大都(北京) 高(?) 蓮華[寺?]で

という文を挙げている。なるほど④、⑤に関しては、奇しくも同じ1980年に *Maitrisimit* のスタンダード版を出した Ş. Tekin 氏も、グロッサリーでは ‘Gebäude, Gebäudekomplex’ の訳語を与え、本文該当箇所では ‘Häuserkomplex’⁽¹³⁾ とか ‘Stadtviertel’⁽¹³⁾ としている。即ち「建物、家屋；建物群、家屋群」から「街区、市区」という方向で解釈しようとしているのであり、Zieme 氏の意図した所と一致している。しかし©に関しては、同じく1980年に出版された別の書物の中で、Tekin 氏は「美しくすばらしき北京の西で、蓮華 K'w で」と解し、Zieme 説と相違している。kidin の解釈が如何に微妙なものであるかはこれによっても窺われよう。しかし、これまでにみてきた所を振り返れば、少なくとも我々にも、この語に「後；西；北」系列の意味の他に、それとは全く別系統の（従って恐らく語源を異にする）意味があったことは認めてよいように思われる。しかもそれはなんらかの形で「建物、建物群；まち、市街、市区；城市、都市」に関わるものにちがいない。ウイグル文契約文書には、土地の四至（境界）を示す箇所でも明らかに「西」の意味の kidin も頻出するが、今問題にしている①～⑧の文脈中の kidin がそれとは別系統の言葉であることは疑いない。⁽¹⁵⁾

そこで注目したいのが、やはり1980年に庄垣内正弘氏が初めて発表した漢字混りの草書体ウイグル文仏典（元朝時代）の断片である。そこには、

店肆 kidin-tä kibit-tä

⁽¹⁶⁾
と書かれていた。このような漢字混りウイグル文では、先行する漢字の意味を

(13) Ş. Tekin, *Maitrisimit nom bitig*, (BTT IX), Berlin 1980, Vol. 1: pp. 92, 94, 97, Vol. 2: p. 65.

(14) Ş. Tekin, *Buddhistische Uigurica aus der Yuan-Zeit*, Wiesbaden 1980, pp. 145, 148.

(15) ただその語源をコータン語の karāna やバクトリア語の KAPANO に求めることには言語学上も歴史学上も相当の困難さが残り、一朝一夕に解決できる問題ではないのでひとまずおき、ここでは未だ漠然としている Zieme・Tekin 両氏の定義をよりよく限定することのみにとどめた。

(16) 庄垣内正弘「ウイグル語文獻・『阿含經』抜粋仏典について」『神戸外大論叢』31-1, 1980, pp. 15, 22, pl. V (テキストのみは次註の単行本に再録。cf. pp. 191, 198)。この文書の実物が京都の藤井有鄰館に所蔵されていることは、1985年の庄垣内氏及び筆者の調査で分った。

ウイグル語で翻訳して繰り返すのが一般的であり、ここでも「店=kidin」, 「肆=kibit」または「店肆=kidin kibit」という対応関係は明らかである(17) (tä は locative-ablative の格語尾)。そして kibit の意味は‘shop’ないし‘inn’(またはその両者を兼ねるもの)であり、「店」や「肆」も「みせ」・「(みせの集合体としての)いち」, 即ち, 行商ではなく、決まった場所で商売をするための施設であるから、kidin もやはりその系統の意味を持つものに違いない。(18)

そもそも貨幣の代替物(ないしは貨幣そのもの)として通用される反物であれば、そこには必ず一定の規格がなければならない。そのことを念頭に置いて①~⑧の□部に例えば「店舗(にて), 商店(にて)」などの意味をあてはめる時、全体の文脈は無理なく疏通するであろうか。実のところ、一応はこれで十分だろうと思う。しかしさらに思いをめぐらせば、すでに唐代において、シルクロードの要衝を占め、唐本国より商業交易の比重が高かったトウルフアン地方の中心地たる交河郡城(西州, 高昌)には、帛練行・綵帛行・穀麦行・米麵行・菓子行・菓子行・凡器行その他多数の「行」——同業商人の店舗の並び——が林立し、「市估」と呼ばれる公定市価・公定相場まで決められていた。(20) また『梁書』巻54, 高昌伝には「多草木, 草実如蜜, 蠶中絲如細縑, 名爲白疊子, 国人多取織以爲布。布甚軟白, 交市用焉。」(中華書局本, p. 811)とあり,

(17) 庄垣内正弘『ウイグル語・ウイグル語文献の研究 I』(神戸市外国語大学研究叢書 12), 神戸 1982, pp. 94-95.

(18) Clauson, *ED*, p. 688; Maḥmūd al-Kāṣṣārī, *Compendium of the Turkic Dialects*, ed. & tr. by R. Dankoff, Part I (1982), p. 277 & Part III (1985), p. 99, ‘kābit’の項。尚, 11世紀のカーシュガリが‘kābit’に付けたアラビア語の訳語‘ḥanūt’は、恐らく「邸店」すなわち商人を宿泊させるばかりか、商人が運搬してきた商品を倉庫に保管し、売買の仲介をもする施設であろう, cf. 佐藤圭四郎『イスラーム商業史の研究』(京都 1981) pp. 77-79, 430. またこの kibit/kābit がソグド語よりの借用であることを吉田豊氏より御教示いただいた (cf. W. B. Henning, “A Sogdian Fragment of the Manichaean Cosmogony”, *BSOAS* 12, 1948, pp. 317-318). 先に言及した Zieme 説には従えなくとも、我々の問題にしている kidin もやはり西方起源である可能性は高い。

(19) 西域のクチャやコータンに公認の女郎屋街のあったことを『新唐書』巻221上, 西域伝, 龜茲之条では「葱嶺以東俗寄淫, 龜茲・于闐置女肆, 征其錢。」と肆字を用いて表現している。

(20) 池田 温「中国古代物価の一考案——天寶元年交河郡市估案断片を中心として——」『史学雑誌』77-1 & 77-2 (1968). 特に(1) pp. 3, 26-27, 32, 35, (2) pp. 45-48, 63-64 を参照。ただし, 本市估案は年代(天寶二年)と録文に部分的改訂をほどこして, 同氏『中国古代籍帳研究』(東京 1979), pp. 447-463 に再録された。

より古い時代からトゥルフエンでは棉布が「市場⁽²¹⁾で交用」されていた。これらのことを考慮するならば、kidin, etc. は「店舗（にて）、商店（にて）」よりむしろ「行^{こう}（にて）、市肆（にて）、市場（にて）」、あるいはさらに進んで「公認^{パザール}の集中市場（にて）」の意味にとるべきであろう。⁽²²⁾

このように考えれば kidin, etc. の前に特定の地名があってもなくても、一向に差し支えない。地名がなくても、文書作成の当事者同士には当然自明のものであったはずである。また、例示した文言中に見える地名はルクチュンとコーチャーだけであるが、両者が西ウイグル王国期～モンゴル期のトゥルフエン盆地内における最重要都市であったことを思えば、それもうなずける。出土地ないし購入地がその文書の作成地と一致するとは限らないが、一応の目安として考えれば、④のヤール=ホト（唐代の交河城だが、ウイグル時代にはそれほど重要な地位を占めなくなった）、⑥（そして多分⑤も）のムルトック（木頭溝）、⑧のトヨク（吐峪溝、丁谷）は全てコーチャーの市場圏に包含されていたと推定して、地理的に不都合はない。そのこともまた、kidin に対する私の新解釈の正当性を裏付けているのではなからうか。

3. SWLWX, kinlig

前節に引用した資料①～⑥には、棉布や官布を特定する語句として ‘SW-LWX / SWW-LWX / SWW-LWX tamγaliγ’（①～③）または ‘iki uči kinlig otra/ottra tamγaliγ’（④～⑥）というものがあるが、同じ文脈で使われていた。前註(10)で述べたように、かつて山田氏は④～⑥にみえる otra/ottra を于闐（コータン）と誤解していたが、それと同時に①～③の SWLWX, etc. も同様に地名と考え、これを Šuluq 即ち疏勒（カシュガル）に同定した。⁽²³⁾ し

(21) 唐代のトゥルフエン文書に「交用」という熟語が使われている。cf. 『吐魯番出土文書』第6冊、北京 1985, pp. 410, 420, 424.

(22) ヤルカンド出土のカラハン朝時代（1135年）のアラビア文土地売買文書には、代金を示す言葉として ‘27,000 excellent, valid dirhams of the currency of the cities of Kašgar and Yarkanda’ とある。cf. M. Gronke, “The Arabic Yarkand Documents”, *BEOAS* 49-3, 1986, p. 504.

(23) 山田, *MFLOU* 16, p. 211. 因みにウイグル語ではカシュガルを Kaš/Käš とか Ordu känd という。

かし Hamilton 氏はこれを *suuluq/suβluq* 「手拭い, ハンカチ, ナプキン; はち巻き」と解し, 一方の *kinlig* は漢語「巾 *kiən」からの派生語とし, いずれも反物の端にカバーや保護の目的で付けられた布きれないし帯の類をさす語であろう, と唱えた。⁽²⁴⁾ Zieme 氏同様,⁽²⁵⁾ 私も基本的にこの考え方に賛成であったが, ただ具体的なイメージをつかみかねていた。ところが最近, 宮崎市定氏の「間道新考」(『東方学会創立四十周年記念東方学論集』東京 1987, pp. 765-780) を読んで, まさしくこの「間道」こそここで問題になっている布きれないし帯であると直感するに至った。即ち宮崎氏によれば, この「間道」とは, 長い反物の両端に, その反物が規格どおりの長さをもつ(盗剪されていない)ことを示すために, あらかじめ余分に付加された(織り込まれた)色彩布地である, という。また間道の原義はスジ(筋・條)であり, その色も赤が基本であったようである。前節でも述べたように, ウイグル社会で貨幣として通用される官布や棉布であるからには, そこに必ず一定の規格があり, それが厳格に守られているという保証がなければならない。反物の諸規格の中で最も誤魔化されやすいのは長さであり, それを防ぐために中国や日本に「間道」というものがあつたのであれば, ウイグルにも同じものがあつて当然である。*kinlig*, *SWLWX*, etc. はいずれも「間道のある」の意に違いなからう。

ただこれらの語源については依然疑問が残る。*kinlig* が, Hamilton 氏のいうように, 漢語「巾」プラス接尾辞 *-lig* 「～をもつ, ～のある」であるのならば, 他方の *SWLWX*, etc. も *SW/ŠW* プラス接尾辞 *-luγ* 「～をもつ, ～のある」と考えるべきであろう。この *SW/ŠW* が如何なる語であるか俄かには解けないが, 少なくとも, Hamilton 氏のようにこれをトルコ語「水」とみるのは無理であり, やはり漢語とみる(例えば「緒」・「序」)方がよいのではなからうか。尚, 我国では織物の「スジ, シマ」の意で「筋」字を用いるので, *kinlig* は「巾のある」ではなく「筋のある」ではないかとも考えてみたが, 漢語にはそのような用例はなさそうである。

(24) Hamilton 1969, p. 43.

(25) Zieme 1976, pp. 246-247.

4. 売買担保文言（とくに yul- al- / al- yul- について）

基本的に同じ書式を持つ土地売買契約文書と人身売買契約文書の中に、売買担保文言と称される条項がある。まず、その典型的な一例を、護氏の訳文と共に挙げてみよう。

- ① 3 Kr. 39, ll. 11-17 (露. クロトコフ蒐集) [USp No. 108, pp. 204-205, 246; 護「担保」pp. 7-8; Clark, No. 39]

biz ikägü-nüng ičimz inimz qamz qadaš-ımz adın ymä kim qayu kiši
我等二人(売主)の兄・弟・家族・近親のほか、また、誰びとであろうと、
čam čarım qılmazun ayıdmzun ıztämāzun-lär ayıdʒali istägäli⁽²⁷⁾
異議をとなえるな。問うな。欲するな。問おうと、欲しよう
…………… taqı birök ärklig bāg işi küčin tutup
……………また 万一、権力ある ベグ、その伴の力を藉って、
alayın yulayın tisär-lär bo oq ögäntä bo yir tänginčä
取り上げよう というならば、まさにこの同じ 渠上で、この土地(売買目的物)に等しい
iki yir yaraqu birip yulup alzun yultači kiši
二つの土地を(買主に)整え 与えて、(この土地を)取り上げよ。取り上げる人は
qorluʒ bolzun basa toyril qorsuz bolzun
損害あれ。Basa-Toyril(買主)は損害なくあれ。

以下には、様々のヴァリエーションをもつけけれども原則的に同種である文言の例(②~⑦は土地売買, ⑧~⑬は人身売買)を護氏の訳文(ただし⑥⑦⑬は護氏が使用していないため、⑥は Zieme 訳, ⑦は Ramstedt 訳, ⑬は山田訳)によって示そう。

- ② Ot. Ry. 543, ll. 12-16 (日. 大谷探検隊蒐集) [護「葡萄園」pp. 24-27; 護「担保」p. 7; Clark, No. 43]

この葡萄園(売買目的物)に関し、私、Bäk-Tämür(売主)の兄・弟・同族・親戚・十人のもろの百人のもの(もろもろの親族・縁者たち、また子孫たち?), 誰であろうと、異議をとなえるな。しかし万一、権力あるベグ、その伴、使節の力を藉って、取り上げよう(alayın yulayın) というならば、この葡萄園(売買目的物)に等しい二つの葡萄園を、(買主に)与えて、かれらの語は意義を有せざれ。異議をとなえる人は損害あれ。

(26) 護「担保」p. 1; 山田, MS VI, p. 31; Yamada, MRDTB 23, p. 87.

(27) USp, p. 246 には islägäli とあるが、恐らく istägäli の誤りだろう。護氏もそうとって訳を付けている。

この契を保持しつつ、Qiyasudīn (買主) は損害なくあれ。

- ③ 3 Kr. 36, ll. 14-17 (露. クロトコフ蒐集) [USp No. 109, pp. 205, 247 ; 護「担保」p. 8; Clark, No. 40]

私, Ozmiš-Toyrīl (売主) の弟・兄・親戚・近親, 誰でもまた, 異議をとなえるな。いまもし, 異議をとなえようとするならば, この葡萄園 (売買目的物) に等しい二つの葡萄園を, Basa-Toyrīl (買主) に, 整え与えて, (この葡萄園を) 取り上げよ (yulup alzun-lar).

- ④ PDP No. 2, ll. 17-21 (露. マーロフ蒐集) [PDP pp. 204-207, + plate ; 護「担保」p. 8; Clark, No. 37]

この土地 (売買目的物) に対し, 誰であろうと, 異議をとなえるな。しかし万一, 権力あるベグ, その伴の力を藉って, 取り上げよう (alayīn) といって, 異議をとなえるならば, この渠上で, 垣で囲まれた(?) この土地 (売買目的物) に等しい二つの土地を, (買主に) 与えて, (この土地を) 取り上げよ (yulup alzun-lar). 取り上げる (yuldači) 人は損害あれ。この契を保持しつつ, Quuš-Tämür-Baxši (買主) は損害なくあれ。

- ⑤ Ot. Ry. 1414a, ll. 15-21 (日. 大谷探検隊蒐集) [山田, MS IV, pp. 209-210, pl. 34; 護「担保」p. 8; Clark, No. 34]

私, Yig-Bürt (売主) の弟・兄・家族・近親, 問うな。欲するな。また万一, 権力あるベグ, その伴の力を藉って, 私の家族が力して (無理に?), 取り上げよう (yul'alī al'yālī) と考えるならば, まさにこの同じ渠上で, まさに [この] 土地 (売買目的物) に等しい [二つの] 土地を, Qutluγ-Taš (買主) に, 整え与えて, (この土地を) 取り上げよ (alzun-lar)。この契を保持しつつ, Qutluγ-Taš は損害なくあれ。私, Yig-Bürt の弟・兄・家族・近親は損害あれ。

- ⑥ TIII M205=U3908, ll. 11-16 (第三次ドイツ=トゥルフアン探検隊蒐集, Murtuq 出土または購入) [Zieme 1974, pp. 297-299, plate=p. 296; Clark, No. 33]

Meine, des Yarp Yanga, und des Ädgü (売主二人), unsere älteren und jüngeren Brüder, unsere Familienangehörigen und Verwandten, unsere Söhne und Töchter mögen nicht fordern; sollten sie daran denken zu fordern, so mögen ihre Worte nicht wirksam sein! Wenn sie die Macht eines mächtigen Herrn (oder) einer Herrin in Anspruch nehmen und sagen sollten, daß sie es nehmen und verkaufen wollen (alayīn yulayīn), so sollen sie am selben Kanal von den Ausmaßen dieses Landstücks zwei Landstücke geben und nehmen (alzun-lar).

- ⑦ Ram 40(3), ll. 15-21 (フィンランド. マンネルヘイム蒐集) [Ramstedt 1940, p. 9, plate III=p. 8; Clark, No. 44]

Both of us (売主二人) — our elder and younger brothers, our families and kinsmen may not dispute this; whosoever tries by using force to dispute this lawful and valid

dealing, he must give two fields of the value and size of this field and so may they take and dispossess (alşun-lar yulşun-lar). The dispossessor shall suffer the losses and Toyin-çök (買主) shall not.

- ⑧ 3 Kr. 38, ll. 10-15 (露. クロトコフ蒐集) [USp No. 110, pp. 206, 248; 護「担保」p. 6; 山田, *MFLOU* 16, No. 5, p. 208, pl. 5; Clark, No. 55]

私, Qalıng-Qara-Açi (Älik Qay-a Açi, 売主) の兄・弟・家族・近親, 異議をとなえるな。しかし万一, 権力あるベグ, その伴の力を藉って, 取り上げよう (yulayın alayın) といって, 異議をとなえようとするならば, この奴隸 (売買目的物) に等しい二人の奴隸を, İniçük (Äniçük, 買主) に, 整え与えて, (この奴隸を) 取り上げよ (yulup alzun). 取り上げる (yuldaçi) 人は損害あれ。この契を保持せる İniçük は損害なくあれ。

- TII D373, ll. 11-15 (第2次ドイツ=トゥルファン探検隊蒐集, 高昌故城出土)
⑨ [USp No. 61, pp. 112-114; 護「担保」p. 6; 山田, *MFLOU* 16, No. 3, pp. 202-203, pl. 3; Clark, No. 54]

私 (売主) の, また, 婿 Sämсібä・私の弟 Sisi・……………・私の弟 Sisi-Ur, そのほか誰であろうと, 異議をとなえるな。いまでもし, 異議をとなえるならば, この私の奴隸 (売買目的物) に等しい二人の奴隸を, (買主に) 整え与えて, (この奴隸を) 取り上げよ (yulup alzun-lar)。

- TM206=TI D187, ll. 15-24 (第1次ドイツ=トゥルファン探検隊蒐集, 高昌故城出土) [USp No. 16, pp. 21-23; 護「担保」p. 6; 護「ウィグル文売買文書」, pp. 2-4; 山田, *MFLOU* 16, No. 2, pp. 197-198, pl. 2; Clark, No. 52]

我等, Tädmilig, Qara-Buqa 両人 (売主) の兄・弟・十人のもの・百人のもの, 誰であろうと, 異議をとなえるな。権力あるベグ, その伴, 使節の力を藉って, 異議をとなえるならば, 取り上げよう (yulayın alayın) というならば, この Qutluğ (婦人名, 売買目的物) に等しい二人の人を, (買主に) 整え与えて, かれらの語は意義を有せざれ。異議をとなえる人は損害あれ。Qutluğ Tämür (買主) は損害なくあれ。

- ⑩ 3 Kr. 34, ll. 8-13 (露. クロトコフ蒐集) [USp No. 114, pp. 209-210; 護「担保」pp. 6-7; 山田, *MFLOU* 16, No. 4, p. 206, pl. 4; Clark, No. 56]

この奴隸 (売買目的物) [の上に, 私, Yap-Toğrı (売主) の] 兄・弟・親戚・近親・甥・伯叔父, 誰であろうと, 異議をとなえるな。しかし万一, 異議を [となえるならば], この奴隸に等しい二人の奴隸を, (買主に) 整え与えて, 取り上げよ (yulup alzun). 取り上げる (yuldaçi) 人は損害あれ。この契を保持しつつ, İnäçi (買主) は損害なくあれ。

- Feng Ping No. 2, ll. 7-11 (中. 西北文物考察隊蒐集, 高昌故城出土)
⑪ [馮&捷 1958, pp. 111-112; 護「担保」p. 7; 山田「ピントゥン」pp. 84-85; 山田, *MFLOU* 16, No. 7, pp. 217, 219, pl. 7; Clark, No. 58]

私, Aday-Tutung (売主) の兄・弟・親戚・近親・甥・伯叔父, 誰であろうと, 異議をとねるな. しかし万一, 権力あるベグ, その伴, ?, 使節の力を藉って, 取り上げよう (yul-layin alayin) と考えるならば, この奴隷(売買目的物)に等しい二人の奴隷を, (買主に) 与えて, 取り上げよ (yulup alzun-lar). 取り上げる (yultači) 人は損害あれ. Sivsay Tayši (買主) は損害なくあれ.

- ⑬ SJ M/6, ll. 15-20 (露・マールフ蒐集, Turfan で購入) [Malov, *DUD* No. 2; 山田, *MFLOU* 16, No. 6, pp. 213-214, pl. 6; Clark, No. 57]

この者(売買対象物)に紛争為すべからず. なお然し, 力あるベグ輩, 使節, 使臣の力をとって取引せん 取らん (yulayin alayin) と言わば「彼ら」, この者「に」等しき二人「を」与えてこそ, 文句「彼らが」通用すべからず. 紛争せん者たち損あるものたるべし. この証文所有せるベドリユス(買主)損なきものたるべし.

以上のようなウイグル文売買文書中の担保文言に詳察を加えた護氏は, これらは, 「中国文のそれには現われぬところの, 『違約せる売主の親族・縁者・子孫たちは, 相手方, つまり買主に, 売買目的物と同等のものを倍額にして支払うべし』とする違約担保文言(違約罰)」⁽²⁸⁾ であると結論した. また山田氏もこれを「違約罰」の項で扱い, yul- al- / al- yul- は「従来, 紛争を起こしたものの以外の第三者が, 紛争を起こしたものから奪いかえすことと解され, 文としてはそう考えたくなる. 私も, 若干の疑問は残るが, 現在はそう解するよりしかたないと思う」⁽²⁹⁾ と述べている.

しかしながら, これらは本当に違約担保文言なのであろうか. 一般に違約担保には売主違約担保と当事者相互違約担保のあることが承認されているが, そのどちらでもない親族・第三者違約担保などというものがあり得たのであろうか. そもそも売買契約文書とは売主と買主(場合によっては連帯保証人)の間で作成されるものであり, その中で全然名を出さない第三者(たとえ親族であっても)を拘束する文言を置いても意味がない筈である.

では, 違約担保でなければ追奪担保なのであろうか. 山田氏は上に引用した文にすぐ続けて, 「すなわち, [H] (= 「われ < > の兄・弟……何人なり

(28) 護「担保」p. 16.

(29) 山田, *MS* VI, p. 52. cf. Yamada, *MRDTB* 23, p. 107.

とも、紛争せざるべしノ」のなかで呼びかけられているものたちは、紛争を起すべからざるものであるが、それでも、その一部に紛争を起すものが出たときには、それ以外のものたちが、その処理に責任を持つ（＝二倍の賠償をする）ということであろう」という。筆者が波線を引いた箇所を山田氏が「売主自身または売主側の縁者たち」と解していたことは、前後の文脈より明らかである。⁽³⁰⁾もし万一この解釈（のうちの前半）が正しいとしたら、それこそこの文言は、親族・第三者が所有権を主張して訴訟を起こした時に売主自身が防衛に当たり、もしそれに失敗したら然るべき賠償をするという、まさしく追奪担保そのものといえよう。しかしそのように読むのは、いかに主語が明記されないウイグル文であっても無理である。ここはやはり護氏のように「売主の親族・縁者・子孫たち」と解し、売主本人は含まれていないとみるべきである。その方がウイグル語の文法にもなっている。また、賠償される買主側は常に人名で明示されるのに、賠償する方はほとんどの場合、‘yultacı kişi’ とぼかし、売主本人でないことを示唆している。ましてや僅か一例とはいえず、⑤の例のように、賠償支払いの「損害あれ」と言われている人が売主ではなくその親族であるのをみれば、もはや疑念の余地はない。

違約担保でも追奪担保でもないとなれば、これらの文言は一体何なのであるうか。私は一旦ウイグル文書から離れ、中央アジアで使用された他の諸言語、即ち漢文・チベット文・コータン文・トゥムシュク文・ソグド文・カロシュティ文・ペルシア文・アラビア文・カラハン朝トルコ文・西夏文・モンゴル文の売買契約文書、さらには中田薫・仁井田陞氏の著作を通じて古代ギリシア・ローマ・エジプト・バビロン・フランクから中国・日本にわたる同種文書中に現われる売買担保文言に広く眼を向けてみた。その結果、中田・仁井田両氏の分類を参考にしつつも、これを次のようにまとめ直すことができるのではないかと愚考するに至った。

(30) 山田, *MS VI*, pp. 51-53.

(31) これらに関する参考文献は、本書に同時掲載される論文＝吉田豊、森安孝夫、新疆ウイグル自治区博物館「魏氏高昌国時代ソグド文女奴隷売買文書」の pp. 35-37 を参照。

(32) 中田 1943; 仁井田 1937; 仁井田 1960 (とくに pp. 386-399); 仁井田 1962.

売買担保

- A 親族・第三者追奪担保
- B 売主違約担保
- C 親族・第三者妨害担保
- D 当事者相互違約担保
- E 瑕疵担保
- F 恩赦担保

A B C Fはいずれも買主（債権者）保護を目的とする。仁井田氏はこれらの他に、Dまでまとめて追奪担保と呼ぶが（仁井田 1960, pp. 389-398）、これは広義の呼び方であり、あくまで売主本人が責任を負うものを追奪担保と呼ぶという狭義の用法（cf. 中田 1943, p. 59）に従えば、A Bのみがそれである。

A：売買物件が盗品であったり、先買権・相続権・家族共産制などからんで売主に物件の完全所有権がなかった場合、買主は物件を取りあげられる恐れがあるから、この担保が必要となる。所有権を主張して紛争や訴訟をなす者が現われた時は、売主本人が防衛にあたり、それに失敗したら売主が買主に賠償をすることを特約する。売主の責任は民事・刑事の双方にわたる。

B：これは今日の法律思想からは理解しがたいが、かつては売買というものが必ずしも「永代売買（死売）」、すなわち第三者に転売能力のある所有権、あるいは何人にも対抗し得る所有権の完全なる移転を意味せず、往々にして買戻条件付売買ないし売主が一方的に罰金を支払って解約する権利の残る売買などの「活買」をも意味した。だから一旦購入した物件が売主に買い戻される恐れがあったわけで、それに対する担保が必要とされた。

C：中田氏が「違乱（妨害）担保」とする「将来第三者が売買の目的物に対して異議を挟み、買主の占有を妨害せざるべきことを担保する」ものを、こゝ読みかえた。用語の問題でいえば、仁井田氏は親族追奪担保と親族妨害担保を区別せず、中田氏は第三者追奪担保と第三者妨害担保とを区別していない。そ

(33) 中田 1943, p. 87.

ここで私は、あくまで売主本人に責任のあるものをA（追奪担保）とし、売主ではなく、第三者たる妨害者自身に責任（正当な追奪の場合は相応の賠償が、不当な⁽³⁴⁾言いがかりの場合は罰金・刑罰・呪詛等がかかる）をとらせると規定したものをC（妨害担保）とした。

D：単に違約担保といえはBも含んでしまうが、狭義の用法ではこれを指す。買主保護のみならず、買主が破約した場合には売主を保護することにもなる。破約の場合の相互罰（私的制裁）のみならず、いわゆる「国庫罰」を規定したものもみられる。

E・F：これらはいずれもやや特殊であると同時にその内容がはっきりしており（Eは売主・買主の双方にかかわる）、ここでとりたてて言うべきことはない。

さて、もしこのような分類に誤りがないとすれば、我々が問題にしているウイグルの担保文言は、売主に責任のあるA・Bでもなければ、売主・買主双方にかかわるDでもない。いわんやE・Fではありえないから、必然的にCの親族・第三者妨害担保ということになる。E・Fはともかく、A・B・Dがないのは、買主が追奪を受けた場合の売主の民事的・刑事的責任や、解約した場合の解約者の責任を不問にするということではなく、そういう場合は国家の法なり慣習が裁くという大前提があるから、不要とされたのであろう。⁽³⁵⁾ 中央アジア出土の諸言語文書にはCだけのものも多い。そこから、比較的安定した国家権力や社会秩序の存在をえぐり出すことも可能となるかもしれないが、今はとりあげない。

ここまでの考察は専門外のことを含む故、大過なきことを祈る。しかし問題はその次である。即ち、再び資料①～⑩にもどれば、yul- al- / al- yul- という熟語のもつ語義と、それによって示される実態如何である。

まず語義からみていこう。既に例示したごとく、これを護氏は「取り上げる」、Zieme氏は‘nehmen und verkaufen（取って売却する）’、Ramstedt氏は‘take and dispossess（取り上げ奪う）’、山田氏は初め「奪いかえす」、後に

(34) いわゆる「国庫罰」が多い。「国庫罰」はBやDにもみられる。

(35) cf. 中田 1943, pp. 87-88, 89, 116.

「取引する」など⁽³⁶⁾と解釈した。al- の基本的意味は「取る、つかむ」であり、そこから派生して「受け取る、収める；買う」の意味を生じ、一方 yul- の基本的意味「引っぱり出す、むしる、もぎ取る」から「取り返す、請け戻す」の意味が生じたことは、今や承認されている⁽³⁷⁾。また al- の名詞形 aliy も yul- の名詞形 yulu_y も、sat-「売る」の名詞形 satiy と熟して‘satiy yulu_y’, ‘satiy aliy’ となって「売買、商売、交易」を表わすのであるから、al- も yul- も sat- の反対概念を示すことは明らかである。さらに yulu_y には「代償、身代金、賠償金」の意もある⁽³⁹⁾。それ故、yul- al- / al- yul- を「買い戻す、請け出す」と解釈することには何ら問題がない。山田氏が明解を与えた一連のピントゥン文書 (No. 1 : 領収証, No. 2 : 売買文書=上掲資料⁽³⁸⁾, No. 3 : 奴隷解放文書, No. 4 : お上への訴状) でも No. 3, No. 4 両文書では同じ表現が明らかに「身受けする、買い取る、買い戻す」の意味で使われている⁽⁴⁰⁾。

それではウイグルでは本当に売主以外の第三者が「権力あるベグ」その他の有力者の力をかりて、買主から物件を買い戻すことができたのであろうか。この疑問に対し護氏は、「少くともいま引用した諸文言は、違約者たる売主の親族・縁者・子孫などがこのような違約罰を支払い、損害を被ることを甘受しさえすれば、目的物を取り還せる、つまり解約が可能であるという、一種の契約解除手段をのべたものであるとも見なせなくてはならない。姑く記して、疑いを残しておきたい。」と述べた⁽⁴¹⁾。ところがこの考えに対して、法学者の仁井田氏は疑問の意を表したという⁽⁴²⁾。恐らくその理由は、従来知られた例では、買主への代償（充替物）が売買対象物件（売買目的物）の二倍であり、買い戻しを認める

(36) 山田, *MS VI*, pp. 51, 52; 山田, *MFLOU* 16, No. 2 ~ No. 7, pp. 198, 202, 206, 208, 213, 217, 219 及び p. 267 (語彙).

(37) Clauson, *ED*, pp. 124, 918.

(38) Clauson, *ED*, pp. 799, 925; *DTS*, p. 491; 山田, *MFLOU* 16, p. 211, n. 74.

(39) Clauson, *ED*, p. 925; *DTS*, p. 278.

(40) cf. 山田「ピントゥン」pp. 90, 101-102; Adams 1968, pp. 55-57 & n. 9.

(41) 護氏という「違約罰」は、本稿で提案した新しい分類に従えば「妨害罰」とでも言い換えるべきものである。

(42) 護「担保」p. 13 & n. 54.

(43) 護「担保」n. 55.

というよりも、実際にはそれを不可能ならしめ、禁止する方向に作用している、と判断したためであろう。確かに対象物件の二倍も充替しなくてはならないのでは、買い戻す方のメリットは薄かろう。しかしよくよく検討してみると、⑤の例だけは二倍ではなく、等倍であった。「まさに〔この〕土地に等しい〔二つの〕土地」のうちの「二つの (iki)」は、山田氏が「ほかの例では、全部一致して例外なく、『と同じ二つの』ものとなっているから、脱字とみ」て補⁽⁴⁴⁾たのに護氏も従ったままで、原文書には何の破損もない。勿論これ一例のみならば、単なる書き落としとみるのも理にかなっているが、私は護氏の研究以後に発表された資料の中から、二倍ではなく等倍の充替(賠償)で対象物件(目的物)を回収できると読める文言の例をさらに二つ見つけた。それを以下に私の訳を付して掲げる。

⑭ Or. 8212-106, ll. 11-15 (英. スタイン蒐集, Yar-khoto で購入) [Hamilton, *Turcica* 1, 1969, pp. 33-35, 46-49, +plate; Clark, No. 35]

mn	adiγ	tarxan-ning	inim	ičim	qam	qadašim	ayitmazun
私	Adiγ	Tarxan(売主)の	弟・	兄・	家族・	近親は	言挙げしたり
izdämazun		ayitγali		isqägäli	⁽⁴⁵⁾ saqinsar		saulari
							欲しがったりするな。言挙げして 追求(=追奪)しようと[考え]ても 彼らの言葉は
yorimazun	alp	taš	sangun-nung	saβi	yorizun		⁽⁴⁶⁾ küčlüg
							有効ならざれ。Alp Taš Sangun(買主)の 言葉(主張)が 通れ。(ただし)権力ある
bäg	iši	⁽⁴⁷⁾ küčin	tutup	čamlayali	saqi(n?)sar	bo	ögän
							ベグや その朋党の 力を かりて、異議を申し立てようと 考えるなら、この 水渠

(44) 山田, *MS IV*, p. 212.

(45) この種文言に頻出する熟語 ‘ayit- istä-’ の定訳はまだない。護氏は原義通りに「問う一欲する」(①), 山田氏は「問う一求める」(*MS IV*, p. 210), Hamilton氏は ‘demander et réclamer’ (*Turcica* 1, 1969, p. 36), Zieme氏は ‘fordern (Hend.)’ (*AOF* 1, 1974, p. 299; *AOF* 5, 1977, p. 150) とする。ここには私の試訳を掲げる。

(46) 同じくこの種担保文言中の慣用句たる ‘savları yorımazun’, ‘sözlari yorımazun’ にも定訳がない。「彼らのことば通すべからず」(山田, *MS VI*, p. 52); 「文句通さざるべし」(同, p. 54); 「かれらの語は意義を有せざれ」(護「担保」pp. 6, 7, 9 & n. 54); ‘que leurs paroles soient sans effet’ (Hamilton 1969, p. 36); ‘so mögen ihre Worte nicht wirksam sein!’ (Zieme 1974, p. 299); ‘die Worte nicht gelten’ (Zieme 1977, p. 150); 「かれらの文句まかり通るべからず」(梅村「違約罰」p. 06)。また護「担保」n. 43にも注意せよ。

(47) ‘bäg iši’ 「ベグと(や)その iši」の išiについては従来、「仲間, 同僚, 徒党, お供, 従者」あるいは「配偶者, 伴侶, 妻, 婦人」とする二つの方向の解釈がなされてきた, cf. 山田, *MS VI*, pp. 50-51; 護「担保」n. 14; Hamilton 1969, pp. 36, 48; Zieme 1977, pp. 150, 153. 護氏は

üzä alp taş sangun-qa yir yarađu birzün
に沿って Alp Taş Sangun に (替りの) 土地を よろしく見つけて 与えよ、

⑮ U5968+U5971 recto, ll. 10-15 (ドイツ=ツルファン探検隊蒐集)
〔Zieme 1977, Text 1, pp. 149-150, pl. 1〕

kin ymä tıdmazun kin arqun mn külüg tıntanč-nıng qam qadaşım
誰 も 妨害するな、後に 後年、私 Külüg Tıntanč (売主) の 家族・近親・
oylum qızım bo qrabaşy ayıtsar istäsär savları yorımazun an
息子・息女が この 奴隷を 問題にし 追及⁽⁴⁵⁾しても 彼らの言葉は 有効⁽⁴⁶⁾ならざれ、An
tiräk savı yorızun taqı birök bäg işi-ning küç küçäk sav
Tiräk (買主) の 言葉が 通れ、ただし もし万一 ベグや その朋党の 強力な 言葉⁽⁴⁷⁾を
kälürüp ayıtsar istäsär an tiräk-kä taplamış anıča tänglig
招来して 言挙げし 追求 (= 追奪)⁽⁴⁵⁾するならば、An Tiräk に 気に入る そんな 同等の
qrabaş an ziräk qorsuz bolzun
奴隷を [よろしく見つけて与えよ、] An Tiräk は 損害なく あれ、

まず注意したいのは、⑥も含めて①～⑬のほとんどには、「買い戻す人は損害あれ」とか「異議をとなえる人は損害あれ」という一種の呪詛文言が付いていて、禁止のニュアンスが非常に強かったのに、この二つにはそれがみられないことである。そして文字通り読めば、一般には買い戻しは禁止されているが、ベグやその朋党の仲介による場合はその限りでなく、同等の充替をしさえすればもとの物件を買い戻せる、ととれるのである。充替が等倍であれば、それは買い戻し禁止というよりは容認の方向であろう。

ここに至って私も、先程の護氏と同じく、これは一種の契約解除手段を述べたもので、ウイグル社会ではある一定の条件下で買い戻しが可能であったのではないか、との強い疑いを禁じえない⁽⁴⁸⁾。しかし賠償が等倍か二倍かでは実質は

初め「妻」と考えていたが、もう一つしっくりしないとして「伴」と訳し直した。Hamilton 氏は、山田氏が「仲間、輩」とするのを批判して 'dame (noble)' と訳したが、Zieme 氏は山田説に沿い 'Gefolges' としている。梅村「公権力」p. 012 でも注釈なしで「ベグ、その仲間」と訳している。ここでは「ベグやその朋党」と訳すことにする。

(48) 梅村氏も「売買契約の解除に介入するベグ」という表現を用いて、解約の可能性を示唆している、cf. 梅村「公権力」p. 012 & n. 39. 尚、その n. 39 で予告されている論文原稿を、梅村氏より見せていただいた。御好意に感謝する。

全く違い、同列には論じられない。そこには大きな落差がある。ではその落差は何に由来するのであろうか。私は恐らくそれは時代差によるのではないかと推測する。①～⑮はすべてトゥルファン盆地内のウイグル社会に属したものであるのに、①～⑬に疊見した *yul- al- / al- yul-* という表現が⑭⑮には一度も現われないのは、この両者を同時代のものとみるのに妨げとなる。では時代差であるとしたら、どちらが古いものであろうか。それは言うまでもなく⑭⑮の方である。後述するように、こちらの方が文脈に曖昧さが残り、文言全体としてもプリミティブな印象を受けるし、それに何より⑮の文字の書体が、私のいうところの「半楷書体」⁽⁴⁹⁾であるからである。この書体は10世紀前後の敦煌出土のウイグル文書に特徴的にあらわれ、絶対年代の不明なトゥルファン出土ウイグル文書中にも時々みられるが、モンゴル時代には、トゥルファン文書にも敦煌文書にも、絶えて見られない。

もし以上の解釈が正しいとすれば、⑭⑮から①～⑬への変遷の背後に、どのような事情が考えられるか。それは恐らくベグと称される有力者階層の社会的地位の変動とかかわっているのであろう。*bäg* というトルコ語の称号の定義は、時代と地域によって相当に異なるので困難であるが、かつての遊牧時代に「部族長、氏族長、族長」であったものが、定住化してから「領主、首長、村長、リーダー」などとなり、さらには一般に「名声ある人、有力者、主人、旦那」程度にまでなっていたものである。突厥やキルギスを例にとって古代トルコ⁽⁵¹⁾の社会構造を明らかにした護氏の研究によれば、ベグとは、部族連合国家というべきトルコ遊牧帝国を構成する各部族の長であり、またその下の氏族の長であった。従ってこの段階でのベグは、配下の部氏族民 (*bodun*) に対して、かなり強い支配力を有していたと思われる。突厥に替って国を造った同じトルコ系のウイグルでも、ベグの地位は同じであったろう。そしてその地位は、ウイ

(49) 森安「ウイグル語文献」pp. 16, 39.

(50) Zieme 1977 に載せられている⑮の書体を、Hamilton, *MOTH*, Nos. 23, 24, 25, 26, 30, 36 として公刊された10世紀前後の敦煌文書の書体と比べよ。

(51) 護 雅夫「古代チュルクの社会構造」『古代トルコ民族史研究 1』東京 1967, pp. 94-160.

グルがモンゴリアを去って東部天山地方に新国家を建て、農耕地帯を直接支配し、先住民のうちの特に漢人から各種契約文書を習得して以後も、さしたる変化は蒙らなかつたと思われる。この西ウイグル国の支配形態は不明であるが、農耕地帯の町や村がベグたちに適当に配分されたのではなからうか。そうであったとすれば、⑭⑮の文言のような契約解除は十分ありえたとはいえない。ところが13世紀にウイグルがモンゴルに従属してからは、ベグの地位と権力は必然的に低下せざるをえなかつた。私が今回「ベグやその朋党」と訳した‘bäg işi’についてかつて山田氏は、‘ilči yalavači’「使節、使臣、使者」と並記されることもあるから一般的に「役人たち」のことを云つたものだろうとし、梅村氏はさらに具体的にその実像を描き出した。それによれば、ベグ階層とは、一般住民の目に日常的に村や町の有力者と映り、元代の漢文史料に「管民官」とか「官人」と呼ばれているものである。そうであれば、①～⑬のように、字面にはベグの力が強かつた頃の文句を残し、yul- al- / al- yul- という表現で「買い戻し」を認める形をとりながら、実質は二倍の充替を指示することによって禁止の方向へと進んでいったのも当然であろう。本稿では紹介しなかつたが、さらに厳しい禁止の方向を示す高額の国庫罰を指定した担保文言のある売買文書四点が、梅村氏により、いずれもモンゴル時代のもものと確定されている。⁽⁵⁴⁾

しかし、今ここに試みた解釈は、あくまで一つの可能性にすぎない。実は⑭⑮をもう一度よく検討してみると、これは①～⑬と違い、同等の充替をすべしと言われる人物（主語）がまことに曖昧で、それは売主の兄弟・家族・近親であっても、売主自身であっても、いずれでもよいような文脈になっている。もしそれが売主自身であったとしたら、先にも言及したように、この担保文言はまさしくAの親族・第三者追奪担保の中に入る。一方、ウイグル文契約文書の

(52) 梅村「公権力」pp. 011-016, 023.

(53) 庄垣内氏はあるウイグル仏典に三度現われる‘bäg işi’を「官吏」と訳しているが、三ヶ所とも‘bodun boqun’「人民、民衆、百姓」と対になって出てくるから（cf. 前註17引用書、第一部のII. 286, 305-306, 319. 特に最後の箇所には yilči yalavač も並出するので注意）、これも正しく射ていよう。

(54) 梅村「違約罰」pp. 05-014（資料I～IV）。

源流たる唐宋代の漢文文書（第1節参照）には、追奪が起きた場合、売主が買主に対して、追奪されたものと少なくとも同等のものを充替（賠償）せよという親族・第三者追奪担保文言があった。⁽⁵⁵⁾ また、やはり漢文に習ったと思しきチベット文の牝牛売買文書でも、第三者からの追奪が起こった時は、「この牛と同じ程の軀の大きさ、年の似たもの一頭」もしくはそれに匹敵するものを売主本人が充替するという追奪担保文言が付いていた。⁽⁵⁶⁾ これらの事を考慮すれば、⑭⑮は漢文文書の親族・第三者追奪担保（A）を真似たものとも考えられる。それがいつの間にか①～③のような親族・第三者妨害担保（C）に変わってしまったのは、ウイグル人間には追奪担保などというしっかりした法制的概念が根付いていなかったために、賠償をすべき人は売主でなくてもよいと「誤解」され、将来追奪をなす恐れのある売主側の人々に賠償や罰金を要求する文言の方が直説的で理解し易かったからではなからうか。実は上掲⑤には、すぐ後に続けて、「この奴隷のとりひきで誰よりどこより異議来るともわれ Älik Qay-a Ači（売主） 関知せん、われ. Äničük（買主） 関知せず、われ。」（山田訳）という文句がある。これはまさしく護氏の指摘するようにAの前半をなす売主側の防禦文言である。⁽⁵⁷⁾ 同様の防禦文言が他に二つ（山田、*MFLOU* 16, Nos. 1, 8）あるが、それらはCと併存していない。これら三例のAの存在は、かつてあったものの残滓なのか、それとも元代に新たに漢文文書の影響を受け直した結果なのか、よく分からない。

いずれにせよ、この第二の案もやはり一つの可能性にすぎない。さらに第三の可能性として、⑭⑮は単に①～③の不完全な形で、それと本質的に違うものでなく、共に将来の追奪を強く禁じて契約の有効性を高めるための「禁止文言」である、との見方も出来よう。法学者の立場からすればあるいはそれが最も無難な解釈なのかもしれない。しかし護氏、梅村氏、そして私と、ウイグル

(55) cf. 護「担保」 pp. 2-5, 15-16 & n. 17-21.

(56) 山口瑞鳳（編）『講座敦煌 6 敦煌胡語文獻』東京 1985, p. 506 にこのチベット文書P1095の和訳がある。

(57) 護「担保」 pp. 3-4.

の歴史と言語に携わってきた者にとっては、どうしても件の文言は、一定の厳しい条件下ではあるが契約解除を許したものと読めてしまうのである。

本節は、資料提供の意味も込めて、やや繁雑なまでに引用を多くした。それは、今後、ウイグル文書の売買担保文言、さらには中央アジア出土諸言語文書の売買担保文言の研究に対し、中央アジア学を専門としない方々に参加していただきたいためである。幅広い方面からの積極的な批判と発言を期待している。

文献目録と略号（ABC順）

- Adams 1968 B. S. Adams, "Notes on an Uyğur Text", *Türk Dili Araştırmaları Yıllığı Belleten* 1968, pp. 53-57.
- AOF *Altorientalische Forschungen*, East Berlin.
- BSOAS *Bulletin of the School of Oriental and African Studies*.
- Clark 1975 Larry Vernon Clark, *Introduction to the Uyghur Civil Documents of East Turkestan (13th-14th CC.)*, Indiana University, Ph.D., 1975. [Xerox University Microfilms].
- Clauson, ED Gerard Clauson, *An Etymological Dictionary of Pre-Thirteenth-Century Turkish*, Oxford 1972.
- DTS *Древнетюркский Словарь*, Ленинград 1969.
- Eckmann, MTG János Eckmann, *Middle Turkic Glosses of the Rylands Interlinear Koran Translation*, Budapest 1976.
- 馮&捷 1958 馮家昇 & Э. 捷尼舍夫「回鶻文賦通（善賦）売身契三種 附控訴主人書」『考古學報』1958-2, pp. 109-125, incl. 4 pls.
- Hamilton 1969 James Hamilton, "Un acte ouïgour de vente de terrain provenant de Yar-khoto", *Turcica* 1, Paris 1969, pp. 26-52, incl. 2 pls.
- Hamilton, MOTH James Hamilton, *Manuscripts ouïgours du IX^e-X^e siècle de Touen-houang*, 2 vols., Paris 1986.
- Malov, DUD С. Е. Малов, "Два Уйгурских Документа", *Работы Восточного Факультета Средне-Азиатского Государственного Университета*, Ташкент 1927, pp. 387-394.
- Malov, PDP С. Е. Малов, *Памятники Древнетюркской Письменности*, Москва/Ленинград 1951.
- MFLOU 『大阪大学文学部紀要』*Memoirs of the Faculty of Letters, Osaka University*.
- 護「葡萄園」 護 雅夫「ウイグル文葡萄園売渡文書」『東洋學報』42-4, 1960, pp. 22-50.
- Mori MRDTB 20 Masao Mori, "A Study on Uyghur Documents of Loans for Consumption", *Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko* 20, 1961, pp. 111-148.
- 護 雅夫「ウイグル文売買文書」『遊牧社会史探究』9, 1961, 18 p.
- 護, MS IV 護 雅夫「ウイグル文消費貸借文書」MS IV, 1961, pp. 221-254.

- 護「担保」 護 雅夫「ウイグル文売買文書に於る売買担保文言」『東洋学報』
44-2, 1961, pp. 1-23.
- 護「ふたたび」 護 雅夫「ふたたびウイグル文消費貸借文書について」『前近代
アジアの法と社会』(仁井田博士追悼論文集 第一巻) 東京 1967, pp. 235-266.
- 森安, *MFLOU* 25 森安孝夫「チベット文字で書かれたウイグル文仏教教理問
答 (P.t. 1292) の研究」*MFLOU* 25, 1985, pp. 1-85, 1 pl.
- 森安孝夫「ウイグル語文献」『講座敦煌 第6巻 敦煌胡語文献』東京 1985, pp. 1-
98, 6 figs.
- MS* IV & VI 『西域文化研究』*Monumenta Serindica*, 第四 & 第六, 京都
1961 & 1963.
- 中田 1943 中田 薫『法制史論集 第三巻』東京, 「売買雑考」pp. 36-58, 「日
本古法に於ける追奪担保の沿革」pp. 59-117.
- 仁井田 1937 仁井田 陞『唐宋法律文書の研究』東京 (Repr. 1983)
- 仁井田 1960 仁井田 陞『中国法制史研究 土地法・取引法』東京 (Repr.
1980)
- 仁井田 1962 仁井田 陞『中国法制史研究 奴隸農奴法・家族村落法』東京
(Repr. 1980)
- Ramstedt, G. J., "Four Uigurian Documents", in : C. G. Mannerheim, *Across Asia
from West to East in 1906-1908*, II, Helsinki 1940 (Repr. Oosterhout 1969),
12p.
- 梅村「違約罰」 梅村 坦「違約罰納官文言のあるウイグル文書」『東洋学報』
58-3/4, 1977, pp. 01-040.
- 梅村「公権力」 梅村 坦「13世紀ウイグルスタンの公権力」『東洋学報』59-1/
2, 1977, pp. 01-031.
- USp* W. Radloff, *Uigurische Sprachdenkmäler*, (rev. by S. Malov), Leningrad
1928 (Repr. Osnabrück 1972).
- 山田, *MS* IV 山田信夫「大谷探検隊将来ウイグル文売買貸借文書」*MS* IV,
1961, pp. 207-220, 4 pls.
- 山田, *MS* VI 山田信夫「ウイグル文売買契約書の書式」*MS* VI, 1963, pp.
31-62, 1 pl.
- Yamada, *MRDTB* 23 Nobuo Yamada, "Uigur Documents of Sale and Loan
Contracts Brought by Ôtani Expeditions", *Memoirs of the Research Department
of the Toyo Bunko* 23 (1964), 1967, pp. 71-118, 4 pls.
- 山田, *MFLOU* 11 山田信夫「ウイグル文貸借契約書の書式」*MFLOU* 11,
1965, pp. 87-216, 6 pls.
- 山田「ピントゥン」 山田信夫「回鶻文斌通(善斌)売身契三種」『東洋史研究』
27-2, 1968, pp. 77-104, -2 pls.
- Yamada, N., "Four Notes on Several Names for Weights and Measures in Uighur
Documents", *Studia Turcica*, Budapest 1971, pp. 491-498.
- 山田, *MFLOU* 16 山田信夫「ウイグル文奴婢文書及び養子文書」*MFLOU*
16, 1972, pp. 161-267, 12 pls.
- 山田信夫, 小田壽典, 梅村 坦, 森安孝夫「ウイグル文契約文書の総合的研究」『中央
ユーラシア史の再構成』(昭和61年度科学研究費補助金(総合研究A)研究成果報
告書), 1987, pp. 1-35.
- Zieme 1974 Peter Zieme, "Ein uigurischer Landverkaufsvertrag aus Murtuq",
AOF 1, 1974, pp. 295-308, incl. 1 pl.

- Zieme 1976 Peter Zieme, "Zum Handel im uigurischen Reich von Qočo",
AOF 4, 1976, pp. 235-249.
- Zieme 1977 Peter Zieme, "Drei neue uigurische Sklavendokumente", *AOF* 5,
1977, pp. 145-170, 4 pls.
- Zieme 1980 Peter Zieme, "Uigurische Pachtdocumente", *AOF* 7, 1980, pp.
197-245, 10 pls.

*本稿は幾つもの厄介な問題をはらんでいたため、初稿の段階で多方面の方に見ていただいた。その中、滋賀秀三、中村茂夫、池田 温、岡野 誠、荒川正晴氏、さらに、いつもながらヤントン（Y T S）のメンバー諸氏からは貴重な批判と助言を賜ったので、それを参考に初稿を大幅に修正した。初稿を御覧いただいた諸氏すべてに深謝すると共に、本稿は一言一句に至るまで私の責任で書かれていることをおことわりしておく。